

ネーミングライツを導入することで、企業等の宣伝効果による知名度・ブランドイメージ等の向上、社会貢献活動の機会を創出するとともに、公共施設の命名権を売買することにより収入を確保し、施設管理等の市の負担を軽減することを目的とする。

対象施設：須崎市立市民文化会館

契約期間：令和8年5月1日から令和14年3月31日

最低希望金額：20万円／年

スケジュール：令和8年度より導入予定



## ■募集方法

- ・ホームページ掲載等

## ■選定方法

- ・選定基準を定め、選定委員会により決定  
(評価点の最も高い者を優先交渉権者と選定)

## ■費用負担

- パートナー：対象施設等の建物・敷地内看板等の新設、変更  
敷地外道路標識等の変更、期間終了後原状回復  
須崎市：施設HP、パンフレットの表示変更、関係者への通知、  
封筒等備品の変更（指定管理者は通常業務内の範囲で対応可）

## ネーミングライツのメリット

- 公共施設に企業名や商品名等を含む愛称を表示することで、施設の看板やイベントのポスター等により知らせる機会を創出できるとともに、様々なメディアによる宣伝効果が期待できる。

(R6実績)

施設総利用者数

30,528人

文化会館事業収支差額

104,220円

文化会館事業の主な開催事業

SU.SU.MU.de Night他

文化振興事業収支差額

-2,258,738円

文化振興事業の主な開催事業

須崎市展、岸谷香コンサート、市民文化の集い、明徳義塾中高生の太鼓衆魅鼓、ザ・ビートルズクラシックス、ドリーミングファミリーコンサート